

企画競争説明書

業務名称：ラオス国稲種子管理アドバイザー業務

調達管理番号：20a00358

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年8月5日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年8月5日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：稲種子管理アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引とします。見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年10月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約後10ヵ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて

いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年8月14日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年8月20日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年8月28日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
報告書作成費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- a) ワーク・プラン（ラオス語）作成費
 - 翻訳費（英文⇒ラオス文） 150千円
 - b) 報告書作成費
 - 翻訳費（英文⇒ラオス文） 700千円

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 =0.012120 円
 - b) US\$ 1 =107.407 円
 - c) EUR 1 =120.814 円
- 5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／コメバリューチェーン ウィズ／ポスト COVID19
 - b) イネ種子生産・普及システム
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.41M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年9月11日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があ

ります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用

するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサル

タント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：稲種子生産・普及に関する各種業務。加えて、農業分野におけるバリューチェーン開発・強化に関する各種業務経験を有することが望ましい。

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／コメバリューチェーンウィズ／ポスト COVID19（2号）

➤ イネ種子生産・普及システム（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／コメバリューチェーンウィズ／ポスト COVID19）

a) 類似業務経験の分野：コメの生産、流通、販売等に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：ラオス国及びその他東南アジア地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：イネ種子生産・普及システム】

- a) 類似業務経験の分野：イネの種子生産、普及に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ラオス国及びその他東南アジア地域
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／コメバリューチェーンウィズ／ポスト COVID19</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>イネ種子生産・普及システム</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

ラオス政府は、コメの主要輸出国になることを目標と掲げ、高品質のコメ（インディカ種）の栽培を通じたコメの商業化及び輸出促進を通じた農家の農業所得の向上を目指している。

一方でラオスの農家にとっては、高品質の種子を使用することの利点への理解が乏しく、優良イネ種子の生産あまり儲からず、参入するメリットが少ないと考えられており、ほとんどの農家は独自で保存した種子を使用していることが、種子の品質及びコメの生産性が低い原因となっている。

農林省（MAF）は、高品質の種子を使用することはコメの商業化には不可欠であると考えており、イネ種子生産システムの確立のために、JICAの協力の下、「稲種子増殖普及システム改善計画プロジェクト（RISEP）」（2006-2011）を実施し、同協力を通じて対象地域（首都ビエンチャン、ビエンチャン市、ルアンナムター県）でイネ種子生産の適切なシステムが提案された他、イネ種子生産計画に沿って種子増殖ステーション/センター（SMS / SMC）によって、育種家種子（BS）、原原種種子（R1）、原種種子（R2）、認証種子（R3）などの種子が生産されるまでに至った。

しかしながら、RISEPの成果は未だラオス全土に十分に展開され広がっておらず、主な理由は以下のとおり。

- ① 適切な法的枠組みと関連部門や省庁の関与により、全国的にイネ種子生産を管理するための国家的メカニズムが欠如している。
- ② 検査システムを含むBSからR3への種子の品質管理と種子生産・増殖及び種子品質管理体制が不十分である。
- ③ SMS/SMCが必要な活動を持続可能な方法で実施するための自己資金を調達できるシステムの確立が不十分である。

以上の背景から、MAFは高品質の種子の生産と流通を改善、強化、拡大するために、RISEPを通じて本課題への取組みの経験を有している日本政府に技術協力プロジェクトの実施を要請した。

本件協力の妥当性は一定程度確認される一方で、RISEPが終了して9年が経過しており、技術協力プロジェクトを実施するにあたり、改めてRISEPの成果の定着・普及状況、国家的な種子管理システム及び法的枠組みを調べる必要がある。また、種子栽培技術の向上や稲作農家の優良種子の需要を喚起するための品質・検査体制の整備等の確認が必要であるほか、コメの商業化に向けた国内・国際市場についても十分な情報を収集し、ラオスのコメ産業のポテンシャルを見極め且つ高品質種子の導入の経済性についての検証を行うことが必要である。加えてCOVID-19禍を受けて国際的なサプライチェーンの再構築が必要となっていく中、ウィズ/ポストCOVID-19社会におけるラオス産米のサプライチェーン及びバリューチェーンの分析を行うことが必要である。

係る状況で、本件協力において専門家を派遣しラオスにおける①コメのバリューチェーン分析、②イネ種子政策の現状及び開発・管理体制の構築可能性、及び③コメの商業化ポテンシャルを確認した上で、今後の協力の可能性も含めた政策提言を行うこととした。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

ラオス国稲種子管理アドバイザー

(2) 目的

ラオス国においてウィズ/ポスト COVID-19 社会におけるコメのバリューチェーン分析を踏まえて、イネ種子の開発・管理を通じたコメの商業化の可能性を確認し、政策提言を行う。

(3) 期待される成果

- 1) ウィズ/ポスト COVID-19 社会におけるコメのバリューチェーンが分析される。
- 2) イネ種子に関する政策及び生産・管理体制が確認・提案される。
- 3) 国内外におけるラオス産のコメ（インディカ種）の市場に関するポテンシャルが把握される。

上記 1) 及び 2) を受けたコメ商業化に向けた政策提言が行われる

(4) 活動の概要

【ウィズ/ポスト COVID-19 社会におけるコメのバリューチェーンが分析される】

活動 0-1 本案件実施にあたるステークホルダー分析を行い、案件実施に係る日-ラオス間の日本人専門家及びラオス側官民の関係者（5 名程度）からなるチーム（以下「プロジェクトチーム」）を構築する。

活動 0-2 調査対象地域を選定する。

（RISEP 対象地域含むコメの主要生産地（サバナケット県、チャンパサック県、サラワン県（参照：2015 年 MAF 資料）及び消費地（ビエンチャン、及びベトナム、タイ等の域内諸国）

活動 1-1 COVID-19 の影響も踏まえ、現地調査を通じコメのサプライチェーンを確認する。

活動 1-2 活動 1-1 をベースにコメのバリューチェーン分析を行う。

活動 1-3 活動 1-2 の結果を取り纏めラオス国内のステークホルダーを集めた協議を行い、結果を取りまとめる。

【イネ種子に関する政策及び生産・管理体制が確認・提案される】

活動 2-1 最新のコメに関する農家向けの保証制度も含めた政策を確認する。

活動 2-2 先行案件の R I S E P の終了後現況調査を行い、イネ種子の開発・管理体制を確認する。

活動 2-3 イネ種子に係る政府、民間企業及び農家の関連技術を確認する。

活動 2-4 活動 2-1、2-2、2-3 を通じて適切なイネ種子生産・増殖、管理・供給体制を提案する。

【国内外におけるラオス産のコメ（インディカ種）の市場に関するポテンシャルが把握される。】

活動 3-1 他国の動向も踏まえつつコメ及びイネ種子の生産需要、市場及びサプライチェーンに関する調査を行う。

活動 3-2 活動 3-1 を踏まえて将来のコメ及びイネ種子の需要予測を行う。

【上記 活動 1 及び 2 を受けたコメ商業化に向けた政策提言が行われる】

- 活動 4-1 上記活動 1-3、活動 2-4 及び活動 3-2 を踏まえた政策提言案をとりまとめる*1。
- 活動 4-2 活動 4-1 を基にラオス政府及びステークホルダーと協議を行い、今後のラオスの政策への反映についての方針を確認する。

*1: ウィズ/ポスト COVID-19 社会におけるコメのバリューチェーンに関しては公示時点では状況を想定できない。したがって、本調査結果を踏まえ、必要であれば幾つかのシナリオを想定することも可とする。

(5) 対象地域

上記 活動 0-2 にて調査対象地域を選定する。

(RISEP 対象地域含むコメの主要生産地 (サバナケット県、チャンパサック県、サラワン県 (参照: 2015 年 MAF 資料) 及び消費地 (ビエンチャン、及びベトナム、タイ等の域内諸国))

(6) 関係官庁・機関

農林省農業局

3. 業務の目的

ラオス国においてウィズ/ポスト COVID-19 社会におけるコメのバリューチェーン分析を踏まえて、イネ種子の開発・管理を通じたコメの商業化の可能性を確認し、政策提言を行う。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

本調査では、既存の文献レビューを十分に行い、「6. 業務内容」に記載の項目に沿って調査を実施することとする。調査の方針は以下の通り。

- (1) 日本国内での調査については、既存 JICA 事業での事例と今後方向性についても JICA 関係者と意見交換を行う。既存文献による調査に加え、本件に関わりの深い政府機関のヒアリング調査を実施する。
- (2) マーケット調査においては、必要性を検討の上、周辺国への調査についてもプロポーザルにて提案することを可能とする。
- (3) 本業務実施では、多数のステークホルダーの関与が想定されるため、効果・効率的な実施を徹底すること。
- (4) 現地派遣時期
 - ① 第 1 次派遣: 2020 年 11 月上旬~2020 年 12 月下旬 (乾期)
 - ② 第 2 次派遣: 2021 年 5 月上旬~2021 年 6 月上旬 (作付け前)
 - ③ 第 3 次派遣: 2021 年 7 月上旬~2021 年 9 月上旬 (雨期)
 - ④ 第 4 次派遣: 2021 年 10 月上旬~2021 年 11 月上旬 (カウンターパート機関との最終協議、事業成果の発表)

なお、現地の状況に応じて、派遣時期を調整することも可とし、上記記述に拘ら

ず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することとする。

6. 業務の内容

第1次派遣（2020年11月上旬～2020年12月下旬（乾期））

【第1次国内作業】

（1）関連情報の収集確認

RISEPの業務完了報告書やラオス国におけるイネ種子の状況及びコメの生産状況の課題等について、第9次国家社会経済開発計画や文献・インターネット等により情報収集を行い、現状と課題を整理する。その際 COVID-19 の影響についても可能な限り文献調査及び遠隔での情報収集を行う。

（2）実施中のコメ種子案件に関する情報収集及び本件への留意事項・教訓の抽出

ミャンマー「イネ保証種子流通促進プロジェクト」、カンボジア「イネ種子生産・普及プロジェクト」等の事業について文献調査及び専門家チームとの面談などを通じ、本案件への留意事項・教訓等を抽出する。

（3）対象地域及びステークホルダーの選定

国内作業での情報収集を踏まえて、RISEP での対象地域以外で有力な調査対象地域及びステークホルダー分析を基に構成した日・ラオス間の日本人専門家及びラオス側官民の関係者からなるチーム（以下、プロジェクトチーム）を選定する。

（4）ワーク・プランの作成・協議

上記（1）を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プランに取りまとめる。

同レポートを基に、現地ラオス政府関係者、対象地域関係者やプロジェクトチーム等と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。なお、現地関係者との協議においては、ラオス語版（仮訳）を用意すること。

【第1次現地調査】

（1）ワーク・プランの説明（11月上旬～12月下旬）

第1次国内作業で作成したワーク・プランの内容を JICA 事務所の関係者に説明し、意見を聴取する。

（2）政府関係機関からの情報収集

相手国政府（関係省庁、地方政府）に対して、ワーク・プランの結果を踏まえ追加情報を収集するとともに、現在の課題、今後の見通し等についてヒアリングを行う。

（3）先行案件の対象地域での現地調査

MAF はイネ種子生産システムの確立のために、JICA の協力の下 RISEP を実施した。対象地域（首都ビエンチャン、ビエンチャン市、ルアンナムター県）でイネ種子生産のフローが確立されたが、案件が終了してから9年が経過しているため、改めて、RISEP の成果の普及状況含め、現場の課題・現状の実態把握の調査を行う。

（4）JICA 関連事業での現地調査

現地調査対象国で実施中の JICA 事業のうち（「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト」や「クリーン農業開発プロジェクト」）、本案件に関する事業について、国内作業結果を踏まえ追加情報を収集するとともに、現場関係者（相手国政府、日本側関係者双方）から、ヒアリングを行い、課題等について調査する。

（5）ウィズ/ポスト COVID-19 社会におけるコメのバリューチェーン調査

ラオスの都市部及び農村地域において COVID-19 禍が与えた農作物のサプライチ

チェーンへのインパクトについて情報収集及び分析を行う。

(6) イネ種子の現況調査

コメの作付時期における種子の使用状況・システム、農家における金融実態へのアクセス状況、市場の品質や価格等を含めたコメ生産農家、精米業者及び民間企業等の実態調査を行う。また、農家におけるコメ生産に関するコミュニティーの連結性及び農業生産グループ・協同組合の発展において特記すべき留意事項等を含め調査する。

(7) 政府機関及びプロジェクトチームとの定期的な会議の実施

調査序盤・終盤において、関係省庁を含めたステークホルダー会議を実施し、調査内容を共有しつつ、調査の事前準備や次回の渡航への課題等をまとめる。

(8) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1次派遣期間の活動状況及びバリューチェーンの調査結果を含め、プロジェクトチームとして業務進捗報告書を取りまとめる。

第2次派遣（2021年5月上旬～2021年6月上旬（作付け前））及び第3次派遣（2021年7月上旬～2021年9月上旬（雨期））

【第2次及び第3次国内作業】

(1) ワーク・プランの作成

各回派遣の進捗報告書及び本案件の関連情報に基づき、第2次及び第3次の活動の基本方針、具体的方法を記述したワーク・プランを作成し、現地ラオス政府関係者、対象地域関係者等と協議、意見交換し、第2次及び第3次の活動内容をワーク・プランとして合意する。

【第2次及び第3次現地作業】

(1) イネ種子の現況調査

コメの作付時期における種子の使用状況・システム、金融システムへのアクセス状況、市場の品質や価格等を含めたコメ生産農家及び精米業者の実態調査を行う。

(2) ウィズ/ポスト COVID-19 社会におけるコメのバリューチェーン調査

ラオスの都市部及び農村地域において COVID-19 禍が与えた農作物のサプライチェーンへのインパクトに係る最新情報について情報収集及び分析調査を行う。

(3) 政府機関及びプロジェクトチームとの定期的な会議の実施

調査序盤・終盤において、関係省庁を含めたステークホルダー会議を実施し、調査内容を共有しつつ、調査の事前準備や次回の渡航への課題等をまとめる。

(4) 業務進捗報告書の作成

第2次及び第3次契約期間の活動状況及びバリューチェーンの調査結果をプロジェクトチームとして業務進捗報告書として取りまとめる。

第4次派遣（2021年10月上旬～2021年11月上旬（カウンターパート機関との最終協議、事業成果の発表））

【第4次国内作業】

(1) 業務完了報告書（案）

第1次から第3次派遣全期間の活動状況及びバリューチェーンの調査結果を併せて政策提言案をとりまとめ、本部、ラオス事務所、プロジェクトチームと協議、意見交換を行う。

【第4次現地作業】

(1) カウンターパート機関との最終協議、事業成果の発表

とりまとめた政策提言案を基に、カウンターパート機関と協議を行い、今後のラオスのイネ種子政策への反映についての方針を確認する。

(2) 業務完了報告書の作成

カウンターパート機関と協議の結果を取りまとめ、業務完了報告書として取りまとめる。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1次から第3次派遣はワーク・プランとプロジェクト事業進捗報告書、第4次はワーク・プラン、業務完了報告書とデジタル画像集（CD-R）とする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1次派遣	ワーク・プラン	第1次渡航前時	英文：5部
	業務進捗報告書	第1次派遣終了時	英文：5部
第2次派遣	ワーク・プラン	第2次渡航前時	英文：5部
	業務進捗報告書	第2次派遣終了時	英文：5部
第3次派遣	ワーク・プラン	第3次渡航前時	英文：5部
	業務進捗報告書	第3次派遣終了時	英文：5部
第4次派遣	業務完了報告書案	第4次派遣前時	英文：5部
	業務完了報告書	第4次派遣終了時	英文：3部 和文：3部 ラオス語：3部
	デジタル画像集	第4次派遣終了時	CD-R 2枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、2020年10月～2022年3月まで実施することを想定する。第1次派遣から第3次派遣終了後にプロジェクト業務進捗報告書、2022年1月下旬にプロジェクト業務進捗報告書を提出する。また、ラオス国のコメの生産・収穫時期を考慮して、以下の3つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1次派遣：2020年11月上旬～2021年2月下旬（乾期）
- (2) 第2次派遣：2021年5月上旬～2021年6月上旬（作付け前）
- (3) 第3次派遣：2021年7月上旬～2021年9月上旬（雨期）
- (3) 第4次派遣：2021年10月上旬～2021年11月上旬（ラオスカウンターパート機関への報告）

なお、現地の状況に応じて、派遣時期を調整することも可とし、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することとする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

- (1) 業務量の目途：約12.88M/M（現地 約8.33 M/M）

- (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- ア 業務主任者／コメバリューチェーン ウィズ／ポスト COVID19（2号）
- イ イネ種子生産・普及システム（3号）
- ウ イネ種子商業化

なお、各国現地調査にあたっては、コンサルタントと調整の上、必要に応じ、JICAが参加団員として参加する。

- (3) 通訳

業務実施上、必要に応じて通訳（英語又は日本語—ラオス語）を雇用することを可とする。

3. 配布資料／貸与資料

- (1) 配布資料

- ① RISEP 業務完了報告書
- ② Manual for R3 Production 2010
- ③ Developing Reliable and Effective Seed Supply Chains: Issues, Challenges, and Opportunities／パワーポイント資料
- ④ A study on informal Rice Export in Laos PDR とパワーポイント資料

- (2) 公開資料

稲種子増殖普及システム改善計画プロジェクト（ODA見える化サイト）

<https://www.jica.go.jp/oda/project/0601524/index.html>

4. 現地再委託

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。現地再委託を行う場合には、プロポーザルで現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

5. その他留意事項

- (1) 本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
- (2) 現地派遣業務については、新型コロナウイルス流行の状況や先方政府側の対応も踏まえて、計画通り現地業務を実施するか、国内業務に振り替えて実施するかを検討し、国内業務に振り替えて遠隔で実施することになる可能性もあります。

以 上